

求職活動専念申立書

荒尾市長様

令和 年 月 日

住所

氏名

私は現在、求職活動に専念していることを申し立てます。
なお、入所後3か月を過ぎても雇用先が決まらず、就労証明書の提出なき場合には、支給認定を取り消されても異議はありません。

入所する児童の氏名
及び生年月日

(年 月 日生)

保育の実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

備考

- 1 求職活動に伴う認定期間は原則として3か月です。
- 2 求職活動期間の3か月を過ぎても雇用先が決まらず、引き続き求職活動を行いたい場合は、新たに「求職活動状況報告書」を提出してください。就職活動の実態が明らかでないとき、または長期にわたり就労ができないときには、支給認定を取り消します。
- 3 就職が決まりましたら、直ちに「就労証明書」を提出してください。